## 平成24年度 第 4 回 東京都商品等安全対策協議会

平成24年10月3日(水)

都庁第一本庁舎 33階特別会議室N1

## 午後3時30分開会

生活安全課長 定刻になりましたので、ただいまから、平成24年度第4回東京都商品等 安全対策協議会を開催したいと存じます。

本日は、委員及び特別委員の皆様におかれましては、お忙しい中、協議会にご出席いた だきまして誠にありがとうございます。

申し遅れましたが、私は、事務局を務めます消費生活部生活安全課の大野でございます。 どうぞよろしくお願いいたします。

これまでご協力いただきまして、誠にありがとうございました。本日、本年の協議会の 最終回となります。本日は、これまでに、素案等の段階でそれぞれ委員の皆様、特別委員 の皆様からご意見をいただいて調整してまいりましたが、報告書の案を最終的にご確認を お願いいたしまして、協議会を進行していくことになろうかと存じます。

それでは、最初に、配付資料の確認をお願いいたします。

本日の会議次第、その後ろに報告書(案)が付けてあります。また、第3回協議会の議事録、これらの資料等をご確認いただきたいと存じます。

それから、1枚ですが、エアコンの室外機の破裂事故が新たに起こりました件がありましたので、それに関する資料を付けてあります。

以上ですが、よろしゅうございますか。

では、ここからは、詫間会長に進行をお願いしたいと存じます。どうぞよろしくお願い いたします。

詫間会長 今、課長さんからお話がありましたように、本日、最後の第4回を開催できることになりまして、皆様方のご協力に感謝申し上げます。

まず、今、ご案内がありましたように、最終報告書に向けての案、正式には「家庭用エアコンの取外し等に関する安全確保 報告書(案)」ということで、事務局のほうでかなり、皆様方から、大きく2回に分けてご修正、その他ご注意事項等をいただき、私と事務局で随時打ち合わせをしまして、今、お手元に差し上げたような案が出来上がってきております。

この案のポイントがいろいろありますので、それについて、事務局の源係長さんからご 説明いただければと思います。

安全担当係長 それでは、私から、報告書(案)についてご説明いたします。

説明に先立ちまして、9月に室外機の破裂事故が1件、事故情報データバンクシステム

に登録されましたので、簡単に触れさせていただきます。お手元に 1 枚入っております資料をご覧ください。

事故の概要ですが、戸建新築工事後、ハウスメーカーがエアコン室外機を設置しているとき、爆発音があり、機器が破損した、ほかに被害はなかったというものでございます。この案件は、取外し時ではなく設置時に起きたもので、今回の取扱いの案件とは異なるかもしれませんが、取り上げました。原因は不明ということでございます。

裏面をご覧ください。事故を受け付けた窓口に問い合わせた内容です。下の4行に少し詳しい状況が記載してあります。「ルームエアコンの室外機をハウスメーカーの担当者が設置工事している途中、爆発音とともに機器(室外機)が破損した。けが人は出なかったし、住宅の壁やほかの機器に損害は及ばなかったが、爆発音が激しかったので近隣の住民の方が集まってきた。破損した機器はハウスメーカーが新品交換と言って持ち去った。本日ハウスメーカーから、事故原因は今のところは不明との電話があった。」ということです。この相談の対応ですが、ハウスメーカーさんからの対応は十分にあったということで、対応は終了しています。事故原因が不明ですが、室外機の破裂事故ということで、報告書の中には類似事項として加えています。

事故事例については以上です。

引き続き、報告書(案)の説明に移ります。

資料中にあります東京都商品等安全対策協議会報告書(案)の修正点について説明いたします。皆様には、2度にわたりご確認をいただきまして、その際にいただいたご意見につきましては、この案に盛り込んであります。お忙しいところ、大変お手数をおかけいたしました。どうもありがとうございました。また、今回、法律の解釈等についての確認で、直前まで事務局の修正作業が入ってしまった点は、申し訳ございませんでした。

内容につきましては、既にご確認いただいた部分も多くはございますが、私からは、前回の協議会でお示ししました報告書の素案から修正した部分について説明いたします。

まず、表紙をおめくりいただきますと、次のページに詫間会長からのご挨拶をいただい ております。どうもありがとうございました。

1ページの「協議の背景」をご覧ください。素案からの修正点は網かけで記載しております。1行目、2行目の部分は、データの更新や出典元のデータに当たって正しい表記に修正しております。こちらで、「90%」とか、「試算2もあり」と書いてありますが、この修正に合わせて脚注の資料も更新しております。

下から3行目以降ですが、前回第3回協議会の際に、設置時の穴あけ工事にも触れたほうがよいということ、情報提供の表現を少し丁寧に説明するようご意見をいただきましたので、書き加えてございます。

2ページをご覧ください。表1 - 1で修正があります。「相談概要」の最初の2行が全体の概要で、その後、少し詳しく説明する文面となっていて、素案では段落分けなく記載していましたが、わかりやすくということで改良しています。また、文末表現についても、体言止めだった部分等を修正しています。

次に、破裂したエアコン室外機の写真の横の表現の部分です。素案では「当該作業者について電気工事業の登録がなされていなかったと認められる」と記載していたのですが、後ほどもう一度ご説明していますけれども、法律の現状の解釈では、エアコンの取外し作業には電気工事業の登録が不要ということを確認しました。そのため、電気工事業のことを記載するのは誤解を招くと考えまして、この2行は削除してあります。

3ページの上から4行目のなお書きで、先ほどご説明しました9月の室外機破裂事故について1行ほど加えてあります。

その下の(3)は全体的に大きく網かけされています。関係法令として家電リサイクル法、電気工事士法を挙げております。素案のときには、リード文を付けまして、「家電リサイクル」の部分と「電気工事士」の部分を書いていたのですが、これを「家電リサイクル法」の中にくくりまして、アの「特定家庭用機器再商品化(家電リサイクル法)」の中に含めております。この法律の記載に関しては、並べ替えはしていますが、内容は素案と同様でございます。

「イ 電気工事士法」についてですが、ここが確認した部分になります。これまでは、国のQ&Aを引用して、会議の中で私どもから説明させていただいていましたが、解釈を確認したところ、厳密には、新たに資料2のところに付けてございますが、電気工事士の適用解釈」のところにありますように、電路が既に遮断されている状態での作業は電気工事に当たらず、取外しに登録は不要と解されるということでした。ただ、一方で、国のほうでは、安全面の考慮という意味で、取付け時に電気工事業への登録が必要な電気工事を行っているのであれば、取外し時も同じという解釈をしているそうです。そのためにQ&Aはこれまで、私どもが説明していましたように、撤去工事には電気工事業の登録が必要という記載があります。素案では、登録が必要という形で言い切っていたのですが、厳密にはそこまでは言えないということで、正確を期すために、経済産業省の文章を引用した

記載にしてあります。報告書案の中の関連した部分についても同様の記載に修正しておりますのでよろしくお願いいたします。

7ページをご覧ください。図2-2の上の行です。素案のときには文章が不連続だった 部分をきちんとつながる形で修正しております。

9ページをご覧ください。図2-5ですが、写真の部分に吹き出しを付けることで警告表示の内容を読み取りやすいように記載しました。

11ページをご覧ください。委員の方からコメントをちょうだいしまして、ビックカメラさんのお取組の部分と電気工事工業組合さんのお取組の部分について加筆いただいております。

12ページをご覧ください。「【参考】冷媒ガス フロンとは」の出典が、大本の出典となっていなかった部分を、産業構造審議会科学・バイオ部会の出典として改めております。また、隣の13ページ、上の「【参考】」のところですが、第2段落のところで、素案では「冷媒はコンプレッサ修復材として商品化されたものもある」という形にしていましたが、破裂や爆発の拡大と関連するような表記ということで、「冷媒等」と改めております。14ページをご覧ください。14ページは、大変失礼いたしました、表2-3の表題が誤っていましたので正しく修正しました。

また、第3回の協議会の場で、複数回答についても比率を記載するようご意見をいただきましたので、14ページの下から2行目、「b 設問によっては、複数回答の結果、」という形で注釈を加えております。

また、比率を加えた複数回答の部分は、19ページの図と22ページの図になっております。 23ページをご覧ください。消費者の方へのアンケートの部分で、23ページの上から2行目の部分。ここで、事務局のほうで、「 取外しを業として行う場合に電気工事業の登録が必要であること」と言い切る形でしていましたので、厳密解釈ではそこまでは言えないということで、誤解を招く設問ということで削除しました。

図2-7も同様でございます。

26ページをご覧ください。「3 現状と課題」の部分です。こちらは、当初、(1)と、次のページの(4)とで矛盾した表現があるとご指摘をいただきましたので、この部分を修正をしております。

27ページ、(3)の「ウ 情報量のギャップ」の部分の2行目、ここも、「取外し作業は電気工事業の登録事業者であるべきこと、」ということで言い切りの形にしていました

が、これは、厳密にはそういうことではないということで削除しております。

ウの中の第2段落、「リスクを知らなければ、」のところですが、前回、製造事業者さんにお願いするだけではなくて、流通事業者さんにもお願いできる部分だろうというご指摘を受けましたので、この部分と、29ページに同様の表現がありました部分は修正しております。

本文中の修正箇所は以上でございます。

資料編として、31ページ以降に付けております。こちらは、先ほどの9月の事例を資料1に加えたりということで、事故情報データバンクシステムの資料や、電気工事士法、家庭用エアコンの量をあらわすような資料を入れました。また、協議会内で実施した消費者アンケートの用紙などが入っております。

一番後ろの58ページになりますが、協議会の概要ということで、委員の皆様方の名簿と 協議の経過を記載してあります。

以上で報告書(案)についての説明を終わります。

詫間会長 どうもありがとうございました。

網かけしてあるところが、今回、最終的に、私と事務局のほうで打ち合わせをし、皆様 方のご意見を取り入れて修正させていただいた部分でございます。

てにをはといいますか、平仄を直す部分と、内容的に直す部分と2種類あるわけですが、 ご承知のように、文部科学省などですと、てにをはその他の平仄は、文化庁の国語課とい うところがありまして、重要な法令等に間違いがあってはいけないので徹底的に審査する わけで、もちろん、重要な第一課には法規の係が必ずおられるわけですが、あまりにも仕 事が多くて、倒れられる人がときどきいらっしゃるくらい大変なところです。

その部分と、先ほど、3ページでしたか、法令とのすり合わせは待ったなしですので。 特に、電気工事士法、電気工事業法、大きく関連するものが2つありました。リサイクル 法ももちろんかかわってくるわけですが。そういうものは内容的なところで、特に法令等 の関係は待ったなしですので、細かく調整してくださってあります。

あと、出典のところ。岸本委員からご指摘もありましたが、経産省でしたか、そのうち環境省の資料に変わってくるわけですが、それをもとにして社団法人や財団法人がつくられたということですが、もとのもとは経産省のほうで、例のHCFCその他のことで、非常に大事なので、3つほど参考として、これは部長さんからもご指摘があったのですが、目次にも出させていただいております。

あと、細かいところは、例の見にくいところを、注意事項を拡大して吹き出しにしてく ださっていて、非常に見やすくしていただいております。

それから、複数回答のところは、足しても100%に合わないことは当然ですが、一応、なぜ100%になっていないのかというコメントが必ず出てきますので、それを先回りして注釈を載せていただいています。こういうことは、読者にとっては大事なことですので、よかったかと思います。

それから、最近の9月20日の事故情報で、爆発はあったけれども、被害はほとんどなかったということがありましたが、これは特に載せる必要はありませんでしたか。

安全担当係長 それは、資料の最初に加えております。

詫間会長 そうですね、載っていますね。登録年月日が9月20日ということで。

そういうことで、今、ポイントについていろいろと源係長さんからご説明をいただきました。大変暑い中、事務局の方にも大変ご努力いただき、皆様方にも何度か、メール、電話、その他でいろいろなご注意事項もいただき、大変感謝しております。それで、今、案をお手元に差し上げることができるようになりました。

これに加えて、さらにご指摘のことがあればおっしゃっていただければと思います。いかがでしょうか、関連業界の方もいらっしゃいますが。

今回は、後ろのほうで、消費者関連の業界の方にも、今後の努力目標ということでいるいるご要望は出しているわけですね。ただ、既に一部ご協力もいただいていますし、そう厳しい形での表現ではありませんので、今後、自発的にいろいろご協力いただければありがたいという形で表現されています。

ご承知のように、今度、商品等に関する事故調ですか、失敗学の畑村先生が委員長に就任される予定のようですが、ああいうものもできましたから、この協議会、あるいは、都の対応もさらに有効に働くようになってくるかと思います。あちらは、各省庁に対する勧告権や、この隣にあります審議会のほうは、立入りや回収なども、決議されればできるんでしょ。この協議会ではそこまでできないと思いますが。事故調というくらいですから、正式には違った表現でしょうが、相当な権限を持って、今まで、エレベーター事故などいろいろありましたね。ただ、こういうことがあったから注意しましょうということですが、被害者のほうから見るとそれだけでは満足できないので、どういうことで起きて、もし過失等があれば、それをどう証明してもらえるのかというご要望がもちろんあるわけですね。ただ、そこから先は警察の問題になりますから。警察のほうは、安全的な面でどういう

因果関係があるかということまでは調べられないんですよね。刑法から見て、刑事事件と して該当するかという立場で調べられるわけですから。今回は両方から調査されることに なりましたので、消費者安全行政が相当進んできたなという感じです。

余談になりましたが、そういう形で本協議会も、今後の責任が重大になってくるのでは ないかと存じます。

それでは、特にこれに加えてご指摘等がありませんようでしたら、一応、これをご了承いただいたということでよろしゅうございますか。

## (「はい」の声あり)

詫間会長 では、そういうことでご承認いただけましたので、「(案)」を取らせていただいて、藤井部長さんに手交させていただきたいと思います。

## (報告書手交)

詫間会長 それでは、藤井部長さんから一言ご挨拶を簡単にいただければと思います。 消費生活部長 消費生活部長の藤井でございます。

ただいま、詫間会長から、家庭用エアコンの取外し等に関する安全確保の報告書をいた だきました。委員の皆様のご理解、ご協力をもちまして、本日、報告を受けることができ ました。心より御礼を申し上げます。

本協議会は、本年6月から、おおむね月1回のペースで4回にわたり開催してまいりましたが、毎回、ほぼ全員の先生方にご出席いただきました。ご多忙の中、委員の皆様方には日程を調整いただきまして、快くご出席いただきましたことを、重ねて御礼申し上げます。ありがとうございました。

さて、詫間会長からいただいた報告書では、家庭用エアコンの取外し時などの危害危険を防止するため、大きく2つのご提言をいただきました。一つは、事業者と消費者との間の意識ギャップを埋めるための消費者への情報提供。もう一つは、事業者の方への安全徹底の要望でございます。都といたしましては、いただいた提言内容を実現できるように努力してまいりたいと存じます。

今後、提言を実現していくためには、本日、お集まりの方々をはじめ、さまざまな立場の方々のご協力が不可欠でございます。消費者への情報提供の実施に当たりましては、釘本委員の東京都電機商業組合、後藤委員の電機工事工業組合、安田委員のビックカメラをはじめとする家電量販店にご協力いただきながら、消費者の啓発を進めてまいりたいと考えております。

また、岸本委員の日本冷凍空調工業会には、機器本体の注意表示のより一層の推進をお願いするとともに、情報提供されたような指定冷媒以外の物質封入のような危険情報への対応などを引き続きお願いしたいと考えております。

また、ほかの委員の皆様方にも、それぞれのご専門の立場から広く消費者への普及・啓 発などにご協力をお願いしたいと考えております。

最後に、この提言の実現とともに、東京都の消費生活行政の発展のために、今後もますますお力添えを賜りますようお願い申し上げて、私の挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。

詫間会長 どうもありがとうございました。

それでは、本報告書は正式に都にお手渡しできましたが、これをこの後、ポイントをまとめてプレス発表をさせていただくことと、ホームページにも上げさせていただくことになりますので、その辺の事情を事務局からご説明いただきたいと思います。

生活安全課長 それでは、ただいまちょうだいいたしました報告書につきまして、本日、協議会からご報告いただきましたことについて、報道関係の方々にも発表する段取りになっておりますので、その資料をこれからお手元にお配り申し上げます。それに基づいて、私からご説明申し上げたいと存じます。

発表資料は、A 4 縦のペーパー、A 3 横のペーパーの 2 枚、それから、報告書の中身自体をご覧いただく際には、インターネットのホームページをご覧いただくという取扱いを予定しております。

簡単にご説明申し上げます。

プレス資料のシートですが、「家庭用エアコンの取外し等の安全確保について~室外機の異常な破裂事故の危険があります~」として、本日、東京都商品等安全対策協議会の報告がなされたというお知らせでございます。

コンプレッサ破裂事故は、都として初めて大きくクローズアップしていくものとして取り上げたわけですが、発生頻度は、全国で1年に1件ないし2件、2件弱といったことで頻度としてはそれほど高くないかと存じますが、真ん中のほうにありますように、エアコンは、毎年800万台を超えるような台数が出荷されており、10年間を見ても毎年700~800万台が供給されている状況が見られます。

そうしますと、家庭での移設や取外しの機会が増加していくことが考えられます。本協 議会の中で都が行った調査についてご報告申し上げましたが、消費者に対するアンケート 調査からも、自分で取り外してみたいという回答が3割以上見られました。そうしたことから、何としても、こうした爆発事故、大きな破裂事故によって都民の安全が損なわれることのないよう、未然防止を図っていくことを趣旨として、協議会の報告をいただき、また、都として取り組んでいくということでございます。

恐れ入りますが、A3の横のペーパーをご覧ください。

これは、報告書の概要をこうした形で取りまとめたもので、今回の協議の背景として、 ただいま申し上げました家庭用エアコンの普及の状況、最近は、特に昨年、大震災を経ま して、節電が大きく社会的にも叫ばれている中、毎年、高効率の製品が大量に出荷されて いる状況もあります。

一方、真ん中にありますが、インターネットのサイトには、エアコンを取り外すことに ついて、消費者に対してお勧めするような内容のものもかなり散見される状況がございま す。

そして、右のほうに、意識の違いということで、先ほどの部長の挨拶のところでお話し申し上げましたように、事業者の方、消費者の方、意識の違い、ギャップがあるということで、そもそも事業者の方は、こうしたエアコンの取外しについては消費者自ら行うことはあまり想定されていなかったような状況がある一方で、消費者の意識としては、自分で取り外してみたという方が5%、あるいは、先ほど申し上げましたように、自分で取り外してみたいという方も3分の1くらいいらっしゃるということがありました。今回のような危険から見ますと、真ん中のところにありますように、やはり消費者自らがエアコンの取外しを行うことは大変危険であろうということでございます。

その上、自ら取外しをしないように呼びかけるとともに、それをきちんと取り扱っていただけるような態勢、受け皿を整備していく必要があるということで、提言として、「今後取り組むべき事項」ということで一番下にとりまとめております。これも、先ほど、部長のご挨拶の中で申し上げましたとおりですが、「消費者行動を変えるために」ということで、都としても、今後、本協議会での議論を踏まえ、リーフレット等を作成しまして、販売店等のご協力を得て配布していく、あるいは、関係事業者団体による安全な取外しにおける相談体制等の整備をお願いしていく。それから、都としても、引越し事業者、引越しに関連するような自治体の窓口を通じても、都民の方に幅広く情報提供を行っていく努力を行ってまいりたいと存じます。

それから、ですが、「事業者への安全徹底の要望」として、製造事業者、メーカーに

よる機器本体への警告表示の推進、関係事業者団体による取扱事業者への、念のためにと申しますか、重ねての安全の徹底を改めてお願い申し上げるということでございます。

なお、家庭用エアコンについて、ただいまいろいろとお願い、ご要望させていただくとお話し申し上げましたが、家庭用エアコンは、昨年の大震災以来、都民や消費者にとって非常に切実な家電製品ではないかと思います。安全性はもとより、安全性を大事にすることは当然のことですが、一方で、環境に対する負荷、何となくこれでいいのかなという感じを多くの消費者がお持ちになっているのではないかとも思われます。我が国の家庭用エアコンは、現在、国内で流通しているものはほとんどが国産と聞いていますけれども、他の家電製品とは趣を異にしていまして、輸入品はほとんど入ってきていない、まねのできない商品になっているのかなと存じます。

そうした中で、より一層、消費者のそうした切実な思いと、より洗練された社会としてのありようといいますか、そうしたものを都としても一緒に築き上げていきたいというふうにも考えているところでございます。そうした観点からも、先ほど来、申し上げました関係事業者さん等に対するご要望につきまして、一層のご理解、ご協力を賜ればと考えております。

以上、大変雑駁ですが、本日のプレス発表等に関するご説明でございます。

詫間会長 課長さん、どうもありがとうございました。

お手元に、報告書のポイントをまとめた資料を見せていただいて、これをプレス発表資料としてお使いいただいています。ホームページにアップされるのは、先ほど部長さんにお渡ししました報告書全体です。

それでは、今の段階で特にご感想などがあれば、せっかくの機会ですので、課長さんの説明、部長さんのご挨拶にもございましたが、東京都のほうもこれから消費者の認識、いわゆる消費者教育、そういうものに対する努力も続けていただけるということですし、また、関係事業者の方からもいろいろご協力いただいて、警告表示であるとか、リーフレットその他で注意喚起を一般都民の方を対象としてなさっていただければ幸いですし、また、現実に実行していただけると思っております。

この段階では、特にご感想やご意見などはないようですので、一応お認めいただいたということで、大変ありがたく思っております。

最後に、私から一言ご挨拶させていただきたいと思います。

先ほど、藤井部長からもお話がございましたように、第1回協議会が6月6日、第2回

が7月18日、第3回が8月29日と、今回は例年に比べて暑い時季から始まりました。余談になりますが、サツマイモが大変な豊作らしいですね。暑さが続いて水が少なかったということで。私どもの年代は、戦後の食べるものがなかった時代にサツマイモの恩恵を非常にこうむっております。そういう意味で、本協議会の成果もサツマイモと同じように豊作になったのではないかと自負しております。

その暑い中、ほぼ全員の方にご出席いただきまして、なおかつ、いろいろと貴重なご意見やご指摘をいただき、その後も、電話やメール等でいろいろと細かいご指摘をいただきましたので、正確な報告書ができ上がってきたと思います。ですので、これを、先ほどのご挨拶にもございましたように、都のほうも注意喚起その他も続けていただいて、リーフレットの配布その他も、毎回かなりの部数のものを配布しておられますので、相当な効果があるかと存じます。

それから、工事事業者の方々も同様な、専門的な立場から、あるいは、特に事故に対する相談のネットワークをつくるとか、いろいろなご意見が協議中ではありました。そういうものも、既に一部はなさっていただいているところもありますが、順次、実現に努めていただければ大変ありがたいと思います。

最後になりましたが、大変精力的に本協議会の討議あるいは報告書作成に向けてご尽力 いただきましたことを、厚く御礼申し上げます。

これをもちまして協議会は終了します。

どうもありがとうございました。

午後 4 時10分閉会